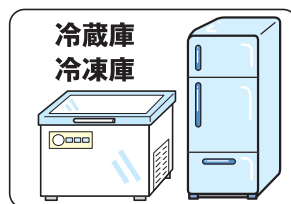
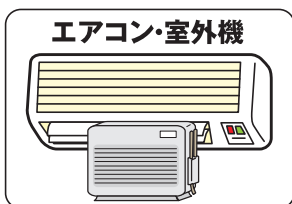
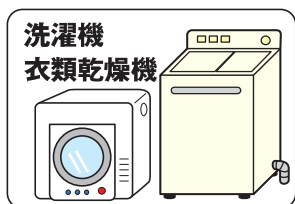


# 家電リサイクル法対象品目

「家電リサイクル法」により次の家電4品目については、市では回収及び処理しません

## 対象品目



## 処理方法

### 家電販売店に処理を依頼する場合

購入した店か買い替えをしようとする店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引取りを依頼する。

### 許可業者に引取りを依頼する場合

事前にメーカーを確認のうえ、郵便局でリサイクル券を購入し、市の許可業者に運搬料金を支払い引取りを依頼する。

### 自分で引取り場所に運搬する場合

事前にメーカーを確認のうえ、郵便局でリサイクル券を購入する。指定引取場所に持ち込む。  
(下記案内図参照)

料金はメーカーにより異なる場合がありますので、家電販売店または家電リサイクル券センターで確認してください。

### 家電リサイクル券センター

**0120-319640**

受付時間:午前9時～午後5時  
(日・祝日を除く)

ホームページ

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

家電販売店に依頼できない場合

